

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成20年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		126	77	20	34	1	2			20	49
松山市		375	363	152	79		90	6		36	12
今治市		65	63	2	11		20			30	2
宇和島市		22	21	9	4		3			5	1
八幡浜市		13	13	7			6				
新居浜市		98	98	70	4		14	1		9	
西条市		75	22	2	6		7			7	53
大洲市		13	10		2		1			7	3
四国中央市		112	109	73	12		15			9	3
伊予市		14	10	5	1		1			3	4
西予市											
東温市		18	16	6	6			1		3	2
市計		805	725	326	125	0	157	8	0	109	80
上島町											
久万高原町											
松前町		84	57	33	11		8			5	27
砥部町		41	13		3		2			8	28
内子町		2	2	1	1						
伊方町											
鬼北町											
松野町											
愛南町											
町計		127	72	34	15	0	10	0	0	13	55
合計		1,058	874	380	174	1	169	8	0	142	184

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	18	19	20
合 計	1,180	1,123	1,058
農 業	59	53	16
林 業	3	3	3
漁 業	4	5	2
鉱 業	-	3	4
建設業	226	174	141
製造業	126	133	116
電気・ガス・熱供給業・水道業	3	4	6
情報通信業	-	-	2
運輸業	11	12	19
卸売・小売業	21	27	24
金融・保険業	-	-	-
不動産業	8	7	6
飲食店、宿泊業	37	38	24
医療、福祉	4	2	5
教育、学習支援業	-	7	2
複合サービス事業	7	7	2
サービス業(他に分類されないもの)	81	72	69
公務(他に分類されないもの)	4	1	1
分類不能の産業	33	20	26
会社・事業所以外	553	555	590
個人	337	329	386
その他	49	39	46
不明	167	187	158

発生源 \ 年度	18	19	20
合 計	1,180	1,123	1,058
焼 却 施 設	36	36	18
産 業 用 機 械 作 動	69	73	59
産 業 排 水	40	58	70
流 出 ・ 漏 洩	66	54	48
工 事 ・ 建 設 作 業	105	88	86
飲 食 店 営 業	19	25	15
カ ラ オ ケ	7	6	6
移動発生源(自動車運行)	7	16	5
移動発生源(鉄道運行)	-	-	1
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃 棄 物 投 棄	98	67	73
家 庭 生 活(機器)	4	5	10
家 庭 生 活(ペット)	2	5	3
家 庭 生 活(その他)	38	29	39
焼 却(野焼き)	413	416	352
自 然 系	40	41	41
そ の 他	151	122	128
不 明	85	82	104

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			